

# たんぎん教育資金贈与専用口座

令和3年4月1日現在

1. 商 品 名	・たんぎん教育資金贈与専用口座
2. ご利用いただける方	・教育資金の贈与を受けられた30歳未満の個人のお客さまで、贈与を受けた年の前年の合計所得金額が1,000万円を超えていない方
3. 期 間	・教育資金管理特約終了まで ただし、預入は令和5年3月31日までとなります。
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・贈与者と受贈者との間で贈与契約を締結していただき、締結後2か月以内に贈与資金をお預入れいただきます。 ・1,500万円以下（口座開設時の当初預入金額は、100万円以上必要です。） ・1円単位
5. 払 戻 方 法	・口座開設店の窓口で随時払い戻しできます。 ・教育資金※の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提示いただきます。 この場合、領収書等に記載の年月日から1年以内にお手続きいただく必要があります。 ・払い戻しは、教育資金の支払に限定されます。 ※「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲について、詳しくは文部科学省のホームページをご確認ください。
6. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課 税	・市場金利に基づき設定した普通預金の店頭表示利率を適用します。（変動金利） なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、店頭表示の普通預金利率により計算します。 ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
7. 手 数 料	・定めはありません。
8. 付加できる 特 約 事 項	・定めはありません。
9. 中途解約時の 取扱い	・教育資金管理特約を終了させていただきます。
10. 終 了 事 由	・下記のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。 ①受贈者（預金者）の方が30歳に達した場合（ただし、受贈者が30歳に達した場合、学校等への在学等を条件に、最長で40歳までご利用いただけます。） ②受贈者（預金者）の方が死亡した場合 ③当口座の預金残高が0円となり、受贈者（預金者）の方と当行とで特約を終了させることで合意した場合

<p>11. 贈与者の方が死亡した場合の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月1日～令和3年3月31日の間に贈与を受け、3年以内に贈与者の方が死亡した場合、または、令和3年4月1日以降に贈与を受け、贈与者の方が死亡した場合については、次の場合を除き、死亡した日の管理残高に対して相続税が課税されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①受贈者（預金者）が23歳未満である場合</li> <li>②受贈者（預金者）が学校等に在学している場合</li> <li>③受贈者（預金者）が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</li> </ul> </li> <li>※令和3年4月1日以降の贈与で、受贈者が贈与者の子以外（孫等）の場合、管理残高に相続税が課税される際には、相続税額の2割加算の対象となります。</li> </ul>
<p>12. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109または03-5252-3772</li> </ul>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料・年金・配当金などの自動受け取り、各種公共料金やクレジット・ローンの返済金などの自動支払いの口座としては、ご利用いただけません。</li> <li>・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・ 預入形式は、普通預金通帳のみとなります。</li> <li>・ キャッシュカードは発行いたしません。</li> </ul>